

令和3年度 第1回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会

令和3年11月29日（月）19:00～21:00

四街道市役所 5階 第1・2会議室

会議次第

1. 開 会

- ①福祉サービス部長あいさつ
- ②委員・職員紹介
- ③会長・副会長選出

2. 議 事

- ①地域包括支援センター令和2年度決算及び事業報告（資料1-1、1-2）
- ②令和2年度認知症初期集中支援チームの活動報告（資料2）
- ③令和4年度の運営方針について（資料3）
- ④予防プランの再委託事業所の承認報告（資料4）
- ⑤地域包括支援センターの設置・運営に関すること（資料7、資料8）
- ⑥その他（資料9）

3. 閉 会

令和3年度 第1回

四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和2年度地域包括支援センター決算

令和3年11月

四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【 目 次 】

四街道市地域包括支援センター 1

みなみ地域包括支援センター 6

令和2年度 四街道市地域包括支援センター決算（総括）

【歳入】

（単位：円）

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額（②－①）
市受託金収入	73,865,676	73,865,676	60,950,301	△ 12,915,375
介護保険収入	15,060,096	15,060,096	14,911,782	△ 148,314
介護予防事業繰入金収入	829,980	829,980	0	△ 829,980
その他の収入	1,234,720	1,559,220	342,358	△ 1,216,862
合計	90,990,472	91,314,972	76,204,441	△ 15,110,531

【歳出】

（単位：円）

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額（①－②）
職員俸給	28,110,000	28,110,000	26,832,300	1,277,700
職員諸手当	22,129,234	22,069,909	15,634,430	6,435,479
法定福利費	14,426,199	14,485,524	11,908,199	2,577,325
臨時職員給与	17,456,652	17,456,652	15,703,613	1,753,039
福利厚生費	126,500	126,500	92,275	34,225
旅費交通費	99,500	99,500	23,640	75,860
諸謝金	790,000	763,300	230,000	533,300
消耗品費	472,195	660,711	589,302	71,409
印刷製本費	228,000	234,024	207,846	26,178
燃料費	199,256	183,256	162,053	21,203
修繕費	180,000	160,489	134,875	25,614
通信運搬費	848,400	999,091	918,133	80,958
業務委託費	1,375,716	1,375,716	399,062	976,654
損害保険料	308,160	283,810	137,570	146,240
賃借料	3,072,568	2,997,698	2,943,518	54,180
公租公課費	31,600	31,600	26,200	5,400
研修費	48,000	67,700	46,700	21,000
保健衛生費	90,540	211,540	160,770	50,770
食料費	41,600	41,600	755	40,845
負担金支出	41,000	41,000	40,000	1,000
手数料	30,040	30,040	13,200	16,840
予備費	55,332	55,332	0	55,332
繰出金	829,980	829,980	0	829,980
計	90,990,472	91,314,972	76,204,441	15,110,531

令和 2 年度 四街道市地域包括支援センター決算
(包括的支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金収入	46,408,201	46,408,201	39,506,553	△ 6,901,648
介護予防事業繰入金収入	829,980	829,980	0	△ 829,980
合計	47,238,181	47,238,181	39,506,553	△ 7,731,628

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	17,783,100	17,783,100	16,523,100	1,260,000
職員諸手当	14,743,931	14,684,606	9,959,967	4,724,639
法定福利費	8,043,056	8,102,381	6,781,492	1,320,889
臨時職員給与	3,220,260	3,220,260	3,220,260	0
福利厚生費	59,200	59,200	43,954	15,246
旅費交通費	29,200	29,200	20,040	9,160
諸謝金	180,000	153,300	0	153,300
消耗品費	171,800	171,800	165,504	6,296
印刷製本費	135,000	135,000	119,250	15,750
燃料費	107,240	107,240	88,330	18,910
修繕費	90,000	70,489	56,565	13,924
通信運搬費	597,600	696,791	696,791	0
業務委託費	99,264	99,264	99,264	0
損害保険料	197,810	197,810	80,620	117,190
賃借料	1,600,840	1,521,160	1,502,980	18,180
公租公課費	17,200	17,200	15,800	1,400
研修費	20,000	46,700	46,700	0
保健衛生費	90,540	90,540	39,770	50,770
食料費	5,200	5,200	226	4,974
負担金支出	41,000	41,000	40,000	1,000
手数料	5,940	5,940	5,940	0
計	47,238,181	47,238,181	39,506,553	7,731,628

令和2年度 四街道市地域包括支援センター決算
(認知症総合支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金収入	14,241,675	14,241,675	12,392,656	△ 1,849,019
合計	14,241,675	14,241,675	12,392,656	△ 1,849,019

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	6,266,700	6,266,700	6,266,700	0
職員諸手当	4,508,001	4,508,001	3,325,921	1,182,080
法定福利費	2,541,154	2,541,154	2,174,916	366,238
臨時職員給与	0	0	0	0
福利厚生費	16,200	16,200	12,251	3,949
旅費交通費	11,600	11,600	3,200	8,400
諸謝金	430,000	430,000	200,000	230,000
消耗品費	158,000	148,339	109,568	38,771
印刷製本費	0	4,851	4,851	0
燃料費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
通信運搬費	8,400	8,400	6,250	2,150
業務委託費	27,984	27,984	27,984	0
損害保険料	4,000	4,000	3,640	360
賃借料	256,036	260,846	256,846	4,000
公租公課費	0	0	0	0
研修費	10,000	10,000	0	10,000
保健衛生費	0	0	0	0
食料費	3,600	3,600	529	3,071
負担金支出	0	0	0	0
手数料	0	0	0	0
				0
				0
計	14,241,675	14,241,675	12,392,656	1,849,019

令和2年度 四街道市地域包括支援センター決算
(生活支援体制整備事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金収入	13,215,800	13,215,800	9,051,092	△ 4,164,708
合計	13,215,800	13,215,800	9,051,092	△ 4,164,708

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	4,060,200	4,060,200	4,042,500	17,700
職員諸手当	2,877,302	2,877,302	2,348,542	528,760
法定福利費	2,102,120	2,102,120	1,462,509	639,611
臨時職員給与	2,502,360	2,502,360	787,700	1,714,660
福利厚生費	18,700	18,700	7,884	10,816
旅費交通費	46,700	46,700	400	46,300
諸謝金	180,000	180,000	30,000	150,000
消耗品費	118,030	116,857	90,576	26,281
印刷製本費	48,000	49,173	49,173	0
燃料費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
通信運搬費	75,600	75,600	0	75,600
業務委託費	987,984	987,984	107,984	880,000
損害保険料	4,000	4,000	1,820	2,180
賃借料	152,004	152,004	122,004	30,000
公租公課費	0	0	0	0
研修費	10,000	10,000	0	10,000
保健衛生費	0	0	0	0
食料費	32,800	32,800	0	32,800
負担金支出	0	0	0	0
手数料	0	0	0	0
				0
				0
計	13,215,800	13,215,800	9,051,092	4,164,708

令和 2 年度 四街道市地域包括支援センター決算
(介護予防事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
介護保険収入 (プランナー)	14,230,116	14,230,116	14,127,504	△ 102,612
介護保険収入 (専門職)	829,980	829,980	784,278	△ 45,702
その他の収入	1,234,720	1,559,220	342,358	△ 1,216,862
合計	16,294,816	16,619,316	15,254,140	△ 1,365,176

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	0	0	0	0
職員諸手当	0	0	0	0
法定福利費	1,739,869	1,739,869	1,489,282	250,587
臨時職員給与	11,734,032	11,734,032	11,695,653	38,379
福利厚生費	32,400	32,400	28,186	4,214
旅費交通費	12,000	12,000	0	12,000
諸謝金	0	0	0	0
消耗品費	24,365	223,715	223,654	61
印刷製本費	45,000	45,000	34,572	10,428
燃料費	92,016	76,016	73,723	2,293
修繕費	90,000	90,000	78,310	11,690
通信運搬費	166,800	218,300	215,092	3,208
業務委託費	260,484	260,484	163,830	96,654
損害保険料	102,350	78,000	51,490	26,510
賃借料	1,063,688	1,063,688	1,061,688	2,000
公租公課費	14,400	14,400	10,400	4,000
研修費	8,000	1,000	0	1,000
保健衛生費	0	121,000	121,000	0
食料費	0	0	0	0
負担金支出	0	0	0	0
手数料	24,100	24,100	7,260	16,840
予備費	55,332	55,332	0	55,332
繰出金	829,980	829,980	0	829,980
計	16,294,816	16,619,316	15,254,140	1,365,176

令和2年度 みなみ地域包括支援センター決算(総括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和2年度予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金収入	34,046,500	34,046,500	33,152,110	△ 894,390
介護予防事業繰入金	1,937,000	1,219,575	1,219,575	0
介護保険収入	12,090,000	12,284,575	12,170,454	△ 114,121
新型コロナ支援金		888,500	888,500	0
合計	48,073,500	48,439,150	47,430,639	△ 1,008,511

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	17,640,000	15,255,174	14,860,573	394,601
職員諸手当	10,250,000	11,835,650	11,786,789	48,861
法定福利費	6,715,000	6,846,950	6,485,294	361,656
臨時職員給与	8,232,000	8,123,000	8,093,319	29,681
福利厚生費	75,000	624,500	613,783	10,717
旅費交通費	2,500	0	0	0
諸謝金	80,000	0	0	0
消耗品費	123,000	509,382	477,651	31,731
印刷製本費	125,000	116,590	112,707	3,883
車輛燃料費	160,000	119,917	115,743	4,174
修繕費	240,000	148,723	147,329	1,394
通信運搬費	448,000	543,988	539,144	4,844
業務委託費	28,000	29,900	29,700	200
損害保険料	404,000	386,500	376,980	9,520
賃借料	1,428,000	1,438,000	1,426,596	11,404
公租公課費	24,000	30,000	29,200	800
研修費	133,000	49,110	2,080	47,030
保健衛生費	2,000	230,641	211,108	19,533
食料費	1,000	0	0	0
負担金支出	24,000	0	0	0
手数料	2,000	7,940	7,480	460
繰出金	1,937,000	1,219,575	1,219,575	0
予備費	0	923,610	895,588	28,022
計	48,073,500	48,439,150	47,430,639	1,008,511

令和2年度 みなみ地域包括支援センター決算 (包括的支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金収入	28,374,500	28,374,500	27,523,318	△ 851,182
介護予防事業繰入金	1,937,000	1,219,575	1,219,575	0
合計	30,311,500	29,594,075	28,742,893	△ 851,182

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	14,994,000	12,912,465	12,542,323	370,142
職員諸手当	8,677,650	9,987,650	9,948,051	39,599
法定福利費	4,718,350	4,718,350	4,390,778	327,572
臨時職員給与	0	0	0	0
福利厚生費	34,000	37,000	36,453	547
旅費交通費	1,000	0	0	0
諸謝金	30,000	0	0	0
消耗品費	36,000	220,000	189,674	30,326
印刷製本費	45,000	50,000	47,131	2,869
車輛燃料費	80,000	60,000	57,140	2,860
修繕費	180,000	85,000	84,682	318
通信運搬費	320,000	420,000	416,955	3,045
業務委託費	19,000	20,000	19,800	200
損害保険料	304,000	253,000	243,644	9,356
賃借料	803,000	723,000	712,632	10,368
公租公課費	18,000	21,000	20,200	800
研修費	50,000	49,110	2,080	47,030
保健衛生費	0	30,000	24,310	5,690
食料費	500	0	0	0
負担金支出	1,000	0	0	0
手数料	0	7,500	7,040	460
計	30,311,500	29,594,075	28,742,893	851,182

令和2年度 みなみ地域包括支援センター決算
(認知症総合支援事業)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金収入	5,672,000	5,672,000	5,628,792	△ 43,208
合計	5,672,000	5,672,000	5,628,792	△ 43,208

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	2,646,000	2,342,709	2,318,250	24,459
職員諸手当	1,572,350	1,848,000	1,838,738	9,262
法定福利費	832,650	748,600	740,149	8,451
臨時職員給与	0	0	0	0
福利厚生費	7,000	7,500	7,150	350
旅費交通費	500	0	0	0
諸謝金	50,000	0	0	0
消耗品費	20,000	99,382	99,382	0
印刷製本費	45,000	29,590	29,262	328
車輛燃料費	44,000	36,417	36,417	0
修繕費	30,000	25,723	25,723	0
通信運搬費	88,000	90,988	90,988	0
業務委託費	6,000	4,950	4,950	0
損害保険料	39,000	59,500	59,498	2
賃借料	284,000	374,000	373,644	356
公租公課費	3,000	4,000	4,000	0
研修費	3,000	0	0	0
保健衛生費	0	641	641	0
食料費	500	0	0	0
負担金支出	1,000	0	0	0
手数料	0	0	0	0
計	5,672,000	5,672,000	5,628,792	43,208

令和2年度 みなみ地域包括支援センター決算
(介護予防事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和2年度予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
介護保険収入 (プランナー)	10,153,000	11,065,000	10,950,879	△ 114,121
介護保険収入 (専門職)	1,937,000	1,219,575	1,219,575	0
その他収入 (新型コロナウイルス対策助成金)		888,500	888,500	0
合計	12,090,000	13,173,075	13,058,954	△ 114,121

【歳出】

節	令和2年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	0		0	0
職員諸手当	0		0	0
法定福利費	1,164,000	1,380,000	1,354,367	25,633
臨時職員給与	8,232,000	8,123,000	8,093,319	29,681
福利厚生費	34,000	580,000	570,180	9,820
旅費交通費	1,000	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0
消耗品費	67,000	190,000	188,595	1,405
印刷製本費	35,000	37,000	36,314	686
車輛燃料費	36,000	23,500	22,186	1,314
修繕費	30,000	38,000	36,924	1,076
通信運搬費	40,000	33,000	31,201	1,799
業務委託費	3,000	4,950	4,950	0
損害保険料	61,000	74,000	73,838	162
賃借料	341,000	341,000	340,320	680
公租公課費	3,000	5,000	5,000	0
研修費	80,000	0	0	0
保健衛生費	2,000	200,000	186,157	13,843
食料費	0	0	0	0
負担金支出	22,000	0	0	0
手数料	2,000	440	440	0
繰出金	1,937,000	1,219,575	1,219,575	0
予備費	0	923,610	895,588	28,022
計	12,090,000	13,173,075	13,058,954	114,121

令和3年度 第1回
四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和2年度 事業報告

令和3年11月
四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【組織・運営体制等】

- ・事業計画の策定 ・職員の姿勢 ・職員のスキルアップ ・きめ細やかな相談支援、記録の実施
- ・行政機関等との連携強化 ・広報活動 ・苦情対応 ・個人情報の保護 ・法令の遵守

市の方針		
<p>高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするため、できる限り要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスなどが切れ目なく提供される必要がある。このため、センターは地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれのセンターの苦情対応、個人情報保護、相談記録、相談実績の集計方法を確認し、標準化を図る。 ・市民への包括支援センターの周知を強化する。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通がスムーズに図れ働きやすい職場にするため、定期的にミーティングを行う。 ・職員のメンタルヘルスを目的にストレスチェックを実施する。 ・定期的な個人面談で個人の目標・実施・評価の進捗を確認し、職員のスキルアップを支援する。 ・個人情報の適正管理の重要性の確認とルールを徹底を月例ミーティングで定期的に行う。 ・住民健診や他機関主催の講話やサロンに積極的に出向き、包括の周知を行う。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した職員の配置とスキル向上のための個人面談の実施（個人目標の設定から目標達成までのサポートを行い、評価することで、スキルの向上と仕事へのモチベーション維持を図る） ・メンタルヘルスチェックの実施（年2回） ・仕事の悩みを個人で抱えない環境の維持 ・個人情報の取り扱いや苦情対応について、適切に対応できるよう取り組み体制を強化する。
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれのセンターの苦情対応、個人情報保護、相談記録、相談実績の集計方法を確認し、標準化を図った。 ・市民への包括支援センターの周知のため、市政だよりやホームページへ掲載した。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の朝礼や毎週の職員ミーティング実施により、日々の業務における注意点や事業の円滑実施等に関わる情報を共有し、職員が幅広い業務についての認識を持つなど、組織としての対応力を向上させた。 ・相談業務に対する意識の向上や効果的な事業の企画・実施についての考えを個人目標として設定させ、その共有や必要な調整を行い、達成に向けてその取組を支援した。 ・個人面談を実施し、各職員の業務や生活等に関する意識を把握し、働きやすい職場環境づくりに努めた。 ・健康診断やストレスチェックを実施し、心身の健康の保持を図った。 ・年度後半より職員1名を増員し、包括の機能向上を図った。 ・相談スキル向上のため、全職員対象にロールプレイや事例を用いた面接技術研修、事例検討会等を実施した。（面接技術研修 4回、事例検討会 毎月1回） 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼の全体ミーティングにおいて、ケース検討や包括職員として求められる姿勢や考え方、接遇等について確認した。 ・個人面談の実施、個人目標の設定から目標達成までのサポートを行い、評価することで、スキルの向上と仕事へのモチベーション維持が図れた。 ・内部研修や事例検討会を実施しスキルアップを図った。 ・メンタルヘルスチェックを実施し仕事の悩みを個人で抱えない環境づくりを意識して行った。 ・夏休または冬休の取得、計画的な有給休暇取得を推奨職員のリフレッシュの機会を作ることができた。

【総合相談支援業務】

- ・ネットワーク構築
- ・実態把握
- ・総合相談支援
- ・介護家族への相談支援
- ・地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

市の方針		
<p>総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の改選があったため、改めてネットワークの構築に注力する。 ・高齢者の生活の異変に気づきやすい事業所との連携をはかる(新聞・牛乳販売店、電気・水道・ガス会社など)。 ・住民同士が気かけあい、相談につながるよう、働きかける。 ・ケースが埋もれないようにするため、毎月相談内容のチェックを行う。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談スキルの向上のため、スーパーバイザーの取り組みを重視する。 ・介護のつどい「虹の会」のワンポイント講話を、会員以外でも参加可能であることを広報の方法を変えて積極的に周知し、介護者支援の場を強化する。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが気軽に安心して相談できるセンター」をモットーに日々の相談援助を行う。 ・介護保険の申請からサービス利用、その種類や料金について、相談者にわかりやすい独自のパンフレットを作成し相談対応を行う。 ・速やかな実態把握訪問と対応を行う。 ・まだ出向けていない高齢者サロンに出向き、センター周知とネットワークづくりを行う。
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活の異変に気づきやすい事業所(新聞・牛乳販売店、電気・水道・ガス会社・JAなど)との連携をはかるため、チラシを作成し情報提供を依頼した。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区民生委員協議会、地区社会福祉協議会での直接的な連携依頼ができないため、代表者への協力依頼を行った。 ・民生委員や地区社協の会議に参加し、包括支援センターの役割や介護保険制度について講話を実施した。(開催回数2回、参加人数78名) ・包括支援センターの紹介チラシを公民館等の公共施設や駅前ラックで配布した。 ・介護のつどい「虹の会」を開催し、市との意見交換会や介護保険制度、任意後見、高齢者の食事についての講話の実施等、介護に役立つ情報を提供した。(開催回数5回、参加延べ人数59名) ・男の介護を語ろう会を開催し、介護している当事者同士が悩みを語り合ったり、互いにアドバイスすることで介護負担軽減や課題解決を図った。(開催回数5回、参加延べ人数32名) 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが気軽に安心して相談できるセンター」をモットーに日々の相談援助を行った。 ・計画通り、介護保険の申請からサービス利用について、介護保険サービスの種類について等、相談者にわかりやすい独自のパンフレットを作成し使用した。 ・相談から速やかな実態把握訪問と対応を行った。 ・包括支援センターの役割や介護保険制度の周知等、出前講座については、コロナ禍で中止になり出向ける機会が減ってしまった。(開催回数10回、参加延べ人数109名) ・そのため、チラシを配布し周知に努めた。(関係機関50カ所。旭ヶ丘、めいわにポスティング。美しが丘、鷹の台に回覧。出張相談は鷹の台にて3回開催し相談者2名。民生委員定例会へ出向き連携のお願いをした。(相談員の顔写真付きのチラシも配布)

【権利擁護業務】

- ・成年後見制度の活用促進
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・高齢者虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ・消費者被害の防止

市の方針		
<p>権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の必要性を導けるようなチェックシートを作成し、活用する。 ・消費者被害防止のため、警察や消費生活センターと情報共有し、市民へ注意喚起する。(よめーる登録の周知含む) 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護のつどい「虹の会」や地域の集まりにおいて引き続き成年後見利用促進のためのわかりやすい講話を開催する。 ・虐待防止について、地域の集まりの際にパンフレットを配布し、理解促進と早期発見、予防に繋がるような声掛けをし、ネットワークの構築を図る。 ・虐待対応の流れについて包括内部で研修を行い、対応力を向上させる。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年に引き続き、関係者との相談や通報がしやすい関係づくりに力を入れる。具体的には、相談を待つのではなく、「心配なケースや支援困難なケースはないか？」などを聞き積極的に情報収集を行う。ケアマネジャー以外の業種との情報交換も意識して行っていく。 ・市民向けに、成年後見制度や高齢者の虐待防止についての周知のための講話を行う。
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の必要性を導けるようなチェックシートを作成し、窓口等で配布した。 ・特殊詐欺について、警察より情報提供、注意喚起依頼があった際、サロン代表者へ注意喚起を実施した。 ・消費生活センターより気になる人の情報提供を受け、個別支援を実施した。 ・市長申立てや後見制度、措置入所についての勉強会を4回実施した。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者のつどい「虹の会」にて、「遺言相続・任意後見について」の講話をし、活用促進を図った。(参加者13名) ・成年後見制度申し立て支援を11名に行った。うち7名に成年後見人等がついた。 ・虐待対応を6件(うち年度内新規対応件数4件)対応し、年度内に対応終結とした。 ・警察や市の自治振興課と情報共有し、消費者被害防止のためのチラシを作成。市内全居宅支援事業所を経由で高齢者へ配布するなど市民へ注意喚起している。 ・虐待対応内部研修を行った。(6/18・6/25)これまでの対応ケースを振り返りながら、対応段階ごとのポイントや配慮すること等を確認した。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、直接会う機会が減ってしまったが、意識して電話等での情報交換を行い、関係者との相談や通報がしやすい関係づくりを行った。 ・成年後見制度申し立て支援を行い4名に成年後見人等がついた。 ・市民向けに、成年後見制度や高齢者の虐待防止についての周知のための講話の機会は持てなかった。 ・一般相談やケアマネからの相談で入った介護負担や困難なケースについて、こまめに状況確認やフォローを行い、虐待に発展しないよう支援した。

【介護予防ケアマネジメント業務(総合事業のケアマネジメント)】

- ・要支援状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、アセスメントを行い、目標設定する
- ・介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるように支援する

市の方針		
<p>介護予防ケアマネジメント業務は、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストの活用により、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握する。 ・セルフケアマネジメントが行えるよう、介護予防手帳などの作成を行う。 ・地域活動やボランティア活動などの社会参加が介護予防につながることを周知を行う。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「MY介護予防みつけようシート」の活用推進によるフレイル予防と社会参加の重要性の周知啓発を行う。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民主催の介護予防教室の開催支援(3か所)や「介護予防のための基本チェックリスト」の実施等を行い、ハイリスク高齢者の早期発見と対応を行う。 ・事業対象者の支援スタート時に3職種でのアセスメントを実施し、支援経過を見ていく。
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で出前講座の実施は少なかったが、必要時に基本チェックリストを活用し、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を把握した。 ・介護予防手帳については、活用方法や対象者、内容について検討し、作成を進めた。 ・介護予防計画立案対象者に3回(4月、5月、7月)、延べ783名に介護予防情報を配布するとともに、委託先居宅介護支援事業所にも情報をメールで発信し周知した。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で活動が制限されたため、社会参加によるフレイル予防で計画していた講話を、介護予防に変更して実施した。 ・感染症対策時における介護予防について、シニア連役員会20団体、シニア連女性部30団体、ボランティア登録団体80団体に対し介護予防のチラシを配布して啓発した。 ・「MY介護予防みつけようシート」を活用した介護予防の普及啓発として、四街道市シニアクラブ連合会での講話を行った。(参加者56名) 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民主催の介護予防教室の開催支援(3団体、7回)を行った。 ・介護予防の必要性の周知や介護予防体操等の啓発、「介護予防の為の基本チェックリスト」の実施を出前講座で行った。(開催回数8回、参加延べ人数100名) ・自粛期間中には、自宅でできる体操や介護予防の生活についての情報を参加者に配布した(延べ75名) ・介護保険サービス開始時にアセスメント、センター内での事例検討を行った。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・介護支援専門員に対する支援

市の方針		
包括的・継続的ケアマネジメント業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ事業所以外の介護事業所へ包括の周知をする。 ・通所介護事業所や訪問介護事業所が実績報告などで来所した時に積極的に声掛けをし、相談しやすい環境づくりを行う。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者に対し、相互に信頼関係を築けるようあらゆる機会をとらえ、積極的に声をかけていく。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険最新情報等の確認や情報収集を定期的に行い、センター内で共有する。 ・引き続き、気軽に相談できる先であることを周知、声掛けをしていく。
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所や訪問介護事業所が実績報告などで来所した際に積極的に声掛けをし、連携しやすい雰囲気づくりに努めた。 ・コロナ感染防止に関する情報紙を作成し、定期的に市内事業所にメールで情報提供を行った。(5回) ・コロナ感染者が発生した事業所やケアマネジャーに対する対処の相談支援や、市との調整を行った。 ・ケアマネジャー協議会や主任ケアマネジャー連絡会の開催を支援。 (ケアマネジャー協議会) 役員会 8回 延73名参加 研修会 1回開催45名参加 (主任ケアマネジャー連絡会) 8回開催 延97名参加 ・令和2年度自立支援型ケア研修会1回開催、56名参加 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターが専門職による相談窓口であることのチラシを作成し、サービス事業者に対し積極的に周知を行った。 ・困難事例ケースに対して担当ケアマネと同行訪問やカンファレンスを行い、協同して課題解決に向けて支援することができた。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染予防や感染対策、介護保険関係情報等の確認や情報収集を速やかに行いセンター内で共有対応した。 ・気軽に相談できる先であることを周知、声掛けを意識して行った。 ・個別のケース対応や地域からの相談に対応し、ケアマネジャーと地域住民をつなげる等の連携支援を実施した。 ・生活支援体制整備事業の中で、地域の話合いや打ち合わせ、全体会議等に参加し、地域の支え合いづくりの為に活動を実施した。(地域の打ち合わせ等7回参加)

【地域ケア会議推進業務】

- ・医療・介護の専門職、民生委員等の多職種が参加する会議を行う
- ・地域づくり、社会資源の開発等へつなげることを目的として行う

市の方針		
<p>地域包括支援センターは、個別課題の解決のため、包括的支援事業を効率的・効果的に行うとともに、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげることを目的として地域ケア会議を行う。</p> <p>個別ケースの検討にあたっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた医療、介護等の専門職、民生委員、NPO法人、自治会、社会福祉法人、ボランティア等多職種の者が協働する場とする。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <p>・ケアマネ支援、介護予防推進のため自立支援型地域ケア会議を公開で行う。</p>	<p>【基幹型】</p> <p>・「地域ケア会議」と謳わず、地域課題を話し合い、解決に結び付ける地区の打合せ会議の位置づけで強化し、実施していく。</p> <p>・個別ケア会議開催を地域のケアマネジャーに積極的に働きかける。</p>	<p>【みなみ】</p> <p>・個別ケースの積重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議を開催する。</p>
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】</p> <p>・市、包括以外の専門職をアドバイザーとした自立支援型地域ケア会議を年4回予定したが、コロナ禍で1回2件の実施にとどまった。専門職のアドバイスにより、新たな気づきがあり、その後のプラン作成に生かしている。</p>	<p>【基幹型】</p> <p>・個別地域ケア会議は計6回開催し、民生委員や自治会長、近隣住民、介護サービス関係者が参加した。</p> <p>・課題の共有や支援の役割分担について協議し、地域での見守り体制を整備することができた。</p> <p>・関係者間で顔合わせできたことで近隣住民の不安軽減も図ることができた。</p>	<p>【みなみ】</p> <p>・個別地域ケア会議は2回開催。民生委員や自治会長、介護サービス関係者が参加した。</p> <p>・課題の共有や支援の役割分担を行い、個別の支援についてだけでなく、地域住民の不安の解消、支援の体制を作ることができた。</p>

【指定介護予防支援業務】

- ・特定のサービス事業所に偏らず事業ができています
- ・適切なプランがたてられている

市の方針		
<p>指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プランチェックの際、インフォーマルサービスも含む自立支援に資するプランになっているか、確認する。 ・インフォーマルサービスの情報収集を行い、活用していく。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に資するプラン作成を深化推進するため事例検討会を開催する。 ・インテーク面接の姿勢とスキルアップのための内部研修会を開催する。 ・適切なケアプラン作成のための定期的なケアプランチェックと研修を行う。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタート時や計画更新時等に、その方にとっての自立支援について検討する。実施されているかをセンター内で確認する。 ・センター内での事例検討会を実施する。
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初、市関係課から高齢者に関わるインフォーマルサービスに関する情報などを収集し、プラン作成時及びプランチェック時に活用した。 ・プラン作成件数については、下表参照。 ・全ケース書類チェックを実施し、プランの内容や必要書類の確認を行った。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントのスキルアップのため、事例検討会を開催し、自立支援に関する考え方やケアプランの内容などの検討を参加者全員で実施した。 (月1回、1回2ケース) ・面接技術向上のため2週に1回全職員で研修を継続し、テーマに沿った意見交換を実施した。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタート時や計画更新時等に、その方にとっての自立支援についてセンター内で事例検討を行った。 ・困難な状態への対応や自立支援の視点に基づく対応について、考える機会を持ちマネジメントに生かすことができた。

表

	基幹型	みなみ
包括作成件数	3,151件	2,575件
再委託件数	2,693件	807件
合計	5,844件	3,382件

【認知症地域支援・ケア向上事業】

- ・関係機関との連携
- ・地域の体制づくり
- ・当事者への支援

市の方針		
<p>認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。そのため「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、認知症初期集中支援チームと連携し、市等と協働して取組を推進する。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】 ・認知症カフェの実施場所を増やしていく。 ・企業をはじめ、高齢者と関わりのある団体などへの認知症サポーター養成講座を企画し、実施する。 ・引き続き、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座やボランティアミーティングを開催し、当事者や家族を見守り、支援する仕組みづくりを進める。</p>	<p>【基幹型】 ・認知症カフェの立ち上げに向けて地域の特性や地域課題の把握と、地域住民に対する理解を進める。 ・地域サロンや体操教室で認知症サポーターの周知を行い、受講者の増加を図る。 ・ボランティアミーティング等で各地域で始まっている活動を紹介し、活動の場として結び付けていく。</p>	<p>【みなみ】 ・引き続き、オレンジカフェを開催し、出前オレンジカフェの開催回数を増やす。 ・認知症高齢者等の家族交流会を開催する。 ・ボランティアに登録された方の力を活用し、カフェや交流会を行う。</p>
令和2年度 実績		
<p>【共通事項】 ・コロナ禍で、認知症サポーター養成講座の開催やオレンジカフェの実施などは予定通り行えなかった。 ・オレンジカフェなど認知症に関わるイベントへの協力ができるよう、認知症サポーターのステップアップ講座は12月14日開催(参加者18名)できたが、ボランティアミーティングは中止となった。</p>	<p>【基幹型】 ・認知症サポーター養成講座を、高校、専門学校、福祉施設を対象に開催し、一般市民対象の講座を2回開催した。 (全開催回数6回、サポーター養成数130名) ・千代田中学校地区においてオレンジカフェを開催した。また、開催が困難な中、オレンジカフェ通信を1回発行した。 (八木原小学校内地域福祉館 7回、四街道中央公園1回、参加延べ人数127名) ・北中学校地区においてオレンジカフェを開催した。 (日替わりシェフの店さくらそう 2回、参加延べ人数19名) ・認知症の予防と対策の講話を四街道市シニアクラブ連合会で実施した。 (1回、参加者56名)</p>	<p>【みなみ】 ・わろうべの里においてオレンジカフェを開催した。 (2回、参加延べ人数33名) ・自粛期間中に、参加者に対して、生活状況や介護負担などについて確認の電話発信。また、認知症の理解、家族介護のポイントなどがわかる冊子の配布を行い、介護者が抱え込みの介護に陥らないよう、また参加者が孤立しないよう発信し気を配った。 ・認知症高齢者等の家族交流会は、新たな試みとして計画したが、コロナ禍ということもあり、実施する事ができなかった。</p>

【認知症初期集中支援推進事業】

- ・支援チームと医療関係者との連携
- ・支援チームに関する普及啓発
- ・認知症初期集中支援の実施

市の方針	
<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整備する。</p>	
令和2年度 事業計画	
<p>【特記事項】</p>	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームとして接点のない医療機関に積極的に関わりながら、医師にもチームの存在と活動をアピールする。 ・中学校地区単位と小規模の各地域単位で、住民のニーズに沿った形での普及啓発講座を開催する。
令和2年度 実績	
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象となった9件と、前年度から継続している5件の計14件について支援を行った。 ・チーム員会議開催回数 16回 ・支援対象者の支援で医療機関と関わるケースは7件、6医療機関と徐々に増えてきている。 ・初期集中支援事業の普及啓発のための講座を2回開催した。 (1回目 文化センター 参加者14名、2回目 オンライン開催 参加者12名) 	

【生活支援体制整備事業】

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・生活支援の担い手養成やサービスの開発

市の方針	
<p>単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的にしている。</p> <p>地域包括支援センターは、生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加、市民への普及啓発等、市と協働して取組を推進する。</p>	
令和2年度 事業計画	
【特記事項】	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに3つのSの公開(パンフレット・マップ)を支援する。 ・期限を決め、第2層協議体を配置する。 ・第2層の生活支援コーディネーターの配置を目指す。 ・四街道市地域支えあい推進会議を定例で開催する。
令和2年度 実績	
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四街道市地域支えあい推進会議(第1層)を2回開催し、コロナ禍の地域の生活課題をまとめ、対応検討へと繋げた。 ・支えあい通信を4回発行し、民生委員等と連携し配布することで、コロナ禍の介護予防と支えあいについて啓発した。 ・千代田中学校地区、西中A地区では、地域の支えあい情報をそれぞれまとめて発行し、情報難民に対するの支援を実施した。 ・西中B地区では介護予防体操(モモちゃんと体操)の動画を作成し、配信を行った。 ・各中学校地区や自治会単位の話し合い等を実施した(19回延311名) ・千代田中学校地区に第2層生活支援コーディネーターを配置し、一緒に地域活動を推進できた。 ・買い物困難地域と移動販売を計画している企業、地域情報マップを作成したい地域とイラストレーターを繋ぎ、地域ニーズと資源のマッチングを実施した。 ・3中学校地区の打ち合わせ会(チーム会議)をオンラインで開催できるよう支援したことで、コロナ禍でも事業の展開方法の検討ができた。 	

⑥
【基幹型業務】

- ・包括間の連絡会の企画、立案、調整、実施に関すること(業種・業務別の開催、情報交換、研修など)
- ・市全域にかかわる事業の企画・立案・実施
- ①介護事業所等の関係団体の連絡会の開催支援
- ②虐待防止ネットワーク会議(本会議)
- ③施設向け虐待防止研修
- ④認知症サポーター養成講座事務局
- ⑤キャラバン・メイトに関すること
- ⑥主任ケアマネが企画する市内ケアマネ向けの研修
- ⑦成年後見制度に関する研修

市の方針	
地域の課題や目標をセンター間で共有しながら、相互に連携し効果的に取り組みを推進するため、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などを行う。	
令和2年度 事業計画	
【特記事項】	【基幹型】 <ul style="list-style-type: none"> ・包括間の連絡会の調整・実施に関すること ・介護事業所等の関係団体の連絡会・研修会の開催支援 ・市民向け成年後見制度向け研修会の開催 ・虐待防止ネットワーク会議の開催 ・認知症サポーター養成講座事務局 ・キャラバン・メイトに関すること
令和2年度 実績	
【基幹型】 <ul style="list-style-type: none"> ・包括職員向け社会制度勉強会を3回、介護予防手帳打ち合わせを4回実施した。 ・コロナ感染防止のため、オンラインで「自立支援型ケア研修会」を開催した。参加者56名 ・ケアマネジャー協議会の役員会(8回)、研修会(1回)、主任ケアマネジャー連絡会(8回)の開催支援を行った。 ・市民向け成年後見制度研修会はコロナ感染拡大防止のため開催中止となったため、「成年後見チェックリスト」を作成し、相談の際に活用している。 ・虐待防止ネットワーク会議はコロナ感染拡大防止のため中止し、専門職向けに「コロナ禍の中の虐待防止チラシ」を作成し、市内事業所に注意喚起を行った。 ・キャラバン・メイト通信を1回発行した。 	

四街道市地域包括支援センター分

業務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援(年間の実人数) <small>今年初めての時から</small>	98	84	118	91	88	76	99	74	69	74	75	85	1,031
総合相談支援(月の実人数) <small>その月に1回</small>	98	110	161	139	145	130	168	142	134	132	158	169	1,686
※(内)権利擁護(虐待&後見)	7	6	5	6	3	4	4	9	2	5	6	9	66

(実人数に対する相談内容件数):重複あり

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護・日常生活に関する相談	57	68	105	91	90	85	107	87	88	77	105	107	1,067
(内)認知症に関する相談	15	19	24	22	31	20	29	19	25	22	26	23	275
サービスの利用に関する相談	31	28	43	47	39	31	38	42	26	38	29	28	420
医療に関する相談	9	10	7	8	12	18	11	16	12	16	14	10	143
所得・家庭生活に関する相談	8	7	10	8	6	7	11	10	10	7	11	6	101
権利擁護に関する相談	10	7	9	7	4	7	5	9	3	7	9	10	87
(内)虐待に関すること	3	5	1	3	3	1	1	4	1	1	0	6	29
(内)成年後見制度に関すること	4	1	4	3	0	3	3	5	1	4	6	10	44
障害福祉に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安否確認	1	1	0	3	1	1	3	2	3	1	3	2	21
苦情相談	0	2	3	2	2	2	1	1	0	0	0	1	14
その他	15	14	31	31	22	23	26	28	19	22	31	36	298
合 計 (内)は合計に含まれていない。	131	137	208	197	176	174	202	195	161	168	202	200	2,151

(相談に対する対応件数):重複あり

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談・傾聴	55	78	117	101	94	87	116	103	100	111	109	134	1,205
情報提供	42	64	84	54	73	63	73	57	47	53	63	74	747
連絡・調整	147	146	172	139	143	122	133	126	121	152	149	158	1,708
申請(代行)	2	3	10	8	2	4	7	5	8	8	6	6	69
確認	15	19	53	49	39	28	37	16	26	35	28	28	373
訪問対応	9	4	10	15	11	9	11	15	12	8	6	13	123
苦情対応	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
その他	6	1	5	4	11	6	7	6	6	5	6	5	68
合 計	276	315	452	370	373	320	384	328	320	372	367	418	4,295

総合相談支援の相談方法(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電 話 発	24	21	22	13	8	16	13	6	10	15	18	12	178
電 話 受	72	83	129	104	101	99	107	106	103	107	123	123	1,257
訪 問	18	23	20	37	24	23	34	27	24	19	33	32	314
来 所	42	36	59	64	69	56	67	73	49	52	55	62	684
そ の 他	6	2	1	7	4	3	3	7	2	3	1	1	40
合 計	162	165	231	225	206	197	224	219	188	196	230	230	2,473

令和2年度【包括的・継続的ケアマネジメント】

令和2年度(基幹型包括)

CMからの相談のみ。主任CM以外が受けた場合も含む。

四街道市地域包括支援センター分

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数		9	3	8	9	3	6	4	6	5	7	5	9	74
相 談 実 人 数		8	3	8	7	3	5	4	5	5	6	5	8	67

(相談件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認		2	1	0	3	0	0	0	0	1	1	0	1	9
社会資源の紹介・情報提供		3	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	6
ケアマネジメントに関すること		2	1	4	1	2	3	1	3	2	1	0	6	26
対人援助技術		3	1	2	0	1	1	0	1	0	1	3	0	13
主治医連携		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
同行訪問		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
個人の悩み事相談		0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	2	0	7
その他		1	0	4	2	0	1	2	2	1	5	2	1	21
合 計		11	3	12	9	3	7	4	6	5	10	7	9	86

(対応件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認		1	1	0	3	0	1	1	1	1	2	0	1	12
社会資源の紹介・情報提供		3	0	0	1	1	0	1	0	2	1	1	0	10
ケアマネジメントに関すること		2	2	5	0	1	3	1	3	2	3	0	5	27
対人援助技術		3	1	2	1	1	1	0	1	1	2	3	0	16
主治医連携		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
同行訪問		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
個人の悩み事相談		0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	2	0	5
その他		3	0	4	4	1	1	1	2	1	4	3	2	26
合 計		12	4	13	12	4	7	4	7	7	13	9	9	101

【指定介護予防支援】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数	308	184	221	354	317	339	317	303	325	302	293	299	3,562
相 談 実 数	224	131	170	261	271	272	269	273	276	276	273	275	2,971

相談実数はその月の実数

四街道市地域包括支援センター分

令和2年度（基幹型包括）

1) 虐待の相談取扱件数

	H30年度	R元年度	R2年度
実人数	18	15	7

*H30年度の18人中2人、R2年度の7人中1人は、コアメンバー会議の結果、対象外となった。

2) 相談者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
ケアマネジャー	9	6	1	16.7%
同居家族	1	0	0	0.0%
別居家族	0	4	2	33.3%
被虐待者	1	0	0	0.0%
虐待者	0	0	0	0.0%
知人隣人	1	1	1	16.7%
民生委員	1	1	0	0.0%
警察署	1	0	0	0.0%
高齢者支援課	0	1	0	0.0%
健康増進課	1	0	0	0.0%
障害相談支援事業所	0	0	0	0.0%
デイ・ショート施設職員	0	0	0	0.0%
訪問看護師	0	0	2	33.3%
包括支援センター	0	2	0	0.0%
他の包括支援センター	0	0	0	0.0%
病院	0	0	0	0.0%
初期集中	1	0	0	0.0%
合計	16	15	6	100.0%

3) 被虐待者の性別

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
男	3	3	1	16.7%
女	13	12	5	83.3%
合計	16	15	6	100.0%

4) 虐待の種類（重複含む）

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
身体的	12	10	4	26.7%
心理的	12	11	4	26.7%
経済的	4	6	2	13.3%
性的	0	0	0	0.0%
放棄・放任	4	6	5	33.3%
合計	32	33	15	100.0%

5) 虐待者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
夫	6	4	0	0.0%
妻	2	0	0	0.0%
息子	5	8	4	66.7%
娘	2	1	2	33.3%
息子の配偶者	1	2	0	0.0%
娘の配偶者	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹の配偶者	0	0	0	0.0%
孫	0	0	0	0.0%
姪・甥	0	0	0	0.0%
知人	0	0	0	0.0%
複数虐待者	0	0	0	0.0%
介護職員（居宅）	0	0	0	0.0%
介護職員（施設）	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計	16	15	6	100.0%

6) 被虐待者の要介護度

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
要支援1	0	0	1	16.7%
要支援2	0	1	1	16.7%
要介護1	4	2	0	0.0%
要介護2	7	5	1	16.7%
要介護3	3	4	1	16.7%
要介護4	0	0	1	16.7%
要介護5	0	0	1	16.7%
申請中	0	0	0	0.0%
不明 若しくは 未申請	2	3	0	0.0%
合計	16	15	6	100.0%

7) 被虐待者の認知症

○認知症の有無

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
あり	9	7	4	66.7%
なし	7	3	0	0.0%
不明	0	5	2	33.3%
合計	16	15	6	100.0%

8) 高齢者虐待対応結果

	H30年度	R元年度	R2年度
各年度中新規	9	11	4
前年度からの継続	7	4	2
各年度取扱数	16	15	6
各年度終了数	12	13	6
次年度に継続する数	4	2	0

○緊急対策部会開催数

H30年度	34回
R元年度	42回
R2年度	23回

平成28年度より変更

*1 5) 虐待の内訳の区分変更

平成29年度末より追加。

*2 2) 相談者の内訳に「初期集中」を追加

みなみ地域包括支援センター分

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援(年間の実人数)		83	60	55	67	61	67	68	62	55	44	37	63	722
総合相談支援(月の実人数)		82	80	85	97	101	102	131	113	143	133	86	118	1,271
※(内)権利擁護(虐待&後見)		6	3	0	1	7	7	7	8	5	1	1	3	49

(実人数に対する相談内容件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護・日常生活に関する相談		59	57	57	67	76	74	73	70	66	60	53	77	789
(内)認知症に関する相談		13	18	9	17	19	24	25	27	15	17	13	10	207
サービスの利用に関する相談		23	28	26	24	31	23	38	40	31	34	34	40	372
医療に関する相談		6	13	8	4	7	3	13	11	7	9	6	10	97
所得・家庭生活に関する相談		7	7	6	14	9	11	10	14	15	7	6	9	115
権利擁護に関する相談		6	5	0	3	5	5	9	6	4	2	0	2	47
(内)虐待に関すること		3	2	0	0	3	6	4	7	0	1	0	1	27
(内)成年後見制度に関すること		3	1	0	1	4	1	3	1	5	0	1	2	22
障害福祉に関する相談		0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6
安否確認		0	0	0	0	0	0	3	1	6	1	0	1	12
苦情相談		0	0	0	0	1	0	2	1	2	0	0	0	6
その他		7	5	15	12	10	27	31	26	25	20	21	26	225
合計		108	116	112	125	140	144	179	170	157	133	120	165	1,669

(相談に対する対応件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談・傾聴		117	112	93	130	117	143	172	139	128	111	98	157	1,517
情報提供		70	74	70	76	107	139	156	119	135	98	87	123	1,254
連絡・調整		70	69	44	66	87	89	94	88	98	110	102	99	1,016
申請(代行)		4	5	7	8	5	9	7	9	11	12	17	13	107
確認		50	64	129	73	108	121	138	102	82	103	114	118	1,202
訪問対応		6	8	10	14	23	37	28	27	39	22	16	20	250
苦情対応		0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
その他		20	7	2	4	4	5	5	9	8	0	3	9	76
合計		337	339	356	371	451	543	601	493	502	456	437	539	5,425

総合相談支援の相談方法(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話 発	8	7	12	11	13	4	9	5	7	8	11	13	108
電話 受	100	106	72	105	103	134	148	152	133	106	109	148	1,416
訪 問	20	21	33	30	38	14	39	36	45	28	34	35	373
来 所	48	36	51	57	57	52	59	55	49	59	36	67	626
そ の 他	0	1	0	2	0	0	2	1	1	0	0	0	7
合計	176	171	168	205	211	204	257	249	235	201	190	263	2,530

令和2年度【包括的・継続的ケアマネジメント】

令和2年度(みなみ包括)

CMからの相談のみ。主任CM以外が受けた場合も含む。

みなみ地域包括支援センター分

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数		5	6	7	5	8	9	6	3	6	4	1	3	63
相 談 実 人 数		4	6	7	5	11	7	6	3	4	3	1	3	60

(相談件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認				1	1	4	4		2	1			1	14
社会資源の紹介・情報提供			1		1	1	1	1						5
ケアマネジメントに関すること		5	4	3	2	2	4	2	1	2	2	1	2	30
対人援助技術		1	1	1		1		3		3	3			13
主治医連携														0
同行訪問				1										1
個人の悩み事相談											1			1
その他				1	1	3								5
合 計		6	6	7	5	11	9	6	3	6	6	1	3	69

(対応件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認				1	1	4	4		2	1	3		1	17
社会資源の紹介・情報提供		1	2			1	1	1			2			8
ケアマネジメントに関すること		3	4	3	3	3	4	2	1			1	2	26
対人援助技術		2		2		2	4	3		5				18
主治医連携														0
同行訪問			1	1							1			3
個人の悩み事相談														0
その他				1	3	2								6
合 計		6	7	8	7	12	13	6	3	6	6	1	3	78

【指定介護予防支援】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数	428	338	341	333	313	341	363	340	356	380	335	325	4,193
相 談 実 数	226	194	201	186	186	206	199	194	198	219	215	173	2,397

相談実数はその月の実数

みなみ地域包括支援センター分

令和2年度（みなみ包括）

1) 虐待の取扱件数

	H30年度	R元年度	R2年度
実人数	10	5	0

2) 相談者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
ケアマネジャー	6	2	0	0.0%
同居家族	0	0	0	0.0%
別居家族	1	1	0	0.0%
被虐待者	1	0	0	0.0%
虐待者	0	1	0	0.0%
知人隣人	0	0	0	0.0%
民生委員	0	0	0	0.0%
警察署	1	1	0	0.0%
高齢者支援課	0	0	0	0.0%
障害者支援課	0	0	0	0.0%
生活支援課	1	0	0	0.0%
障害相談支援事業所	0	0	0	0.0%
デイ・ショート施設職員	0	0	0	0.0%
他の包括支援センター	0	0	0	0.0%
病院	0	0	0	0.0%
初期集中	0	0	0	0.0%
合計	10	5	0	0.0%

3) 被虐待者の性別

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
男	1	2	0	0.0%
女	9	3	0	0.0%
合計	10	5	0	0.0%

4) 虐待の種類（重複含む）

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
身体的	5	2	0	0.0%
心理的	6	3	0	0.0%
経済的	3	1	0	0.0%
性的	0	0	0	0.0%
放棄・放任	1	1	0	0.0%
虐待の事実なし	0	1	0	0.0%
判断できず	0	0	0	0.0%
合計	15	8	0	0.0%

5) 虐待者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
夫	1	1	0	0.0%
妻	0	1	0	0.0%
息子	7	2	0	0.0%
娘	2	1	0	0.0%
息子の配偶者	0	0	0	0.0%
娘の配偶者	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹の配偶者	0	0	0	0.0%
孫	0	0	0	0.0%
姪・甥	0	0	0	0.0%
知人	0	0	0	0.0%
複数虐待者	0	0	0	0.0%
介護職員（居宅）	0	0	0	0.0%
介護職員（施設）	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計	10	5	0	0.0%

6) 被虐待者の要介護度

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
要支援1	1	0	0	0.0%
要支援2	1	0	0	0.0%
要介護1	1	0	0	0.0%
要介護2	4	3	0	0.0%
要介護3	1	0	0	0.0%
要介護4	0	1	0	0.0%
要介護5	0	0	0	0.0%
申請中	0	0	0	0.0%
不明 若しくは 未申請	2	1	0	0.0%
合計	10	5	0	0.0%

7) 被虐待者の認知症

○認知症の有無

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
あり	6	5	0	0.0%
なし	4	0	0	0.0%
不明	0	0	0	0.0%
合計	10	5	0	0.0%

8) 高齢者虐待対応結果

	H30年度	R元年度	R2年度
各年度中新規	9	3	0
前年度からの継続	1	2	0
各年度取扱数	10	5	0
各年度終了数	8	5	0
次年度に継続する数	2	0	0

○緊急対策部会開催数

H30年度	22回
R元年度	9回
R2年度	0回

令和3年3月31日現在

令和2年度 四街道市認知症初期集中支援チーム活動実績

(1) 令和2年度のチームに関する普及啓発

- ・高齢者支援課、地域包括支援センター窓口でのチラシの配布
- ・認知症初期集中支援チームの啓蒙と認知症への理解を深めるための講座開催

- ① 全域（文化センター）会場開催 令和2年11月6日 14人参加
 ② 全域（福祉センター）オンライン開催 令和3年3月5日 12人参加

*以下は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった講座。

- ① 千代田中学校地区（千代田公民館） 令和2年5月22日
 ② 旭中学校地区（旭公民館） 令和2年8月28日
 ③ 旭中学校地区（鷹の台自治会館） 令和2年9月11日
 ④ 北中学校区（特別養護老人ホームからたち） 令和3年1月22日

(2) 認知症初期集中支援の実施

① 支援介入時の訪問支援対象者の状況 (人)

前年度からの引継ぎ数		5
年度内新規訪問支援対象者数		9
訪問支援対象者数		14
性別	男	7
	女	7
年齢	70～74歳	2
	75歳～79歳	3
	80歳～84歳	6
	85歳以上	3
世帯状況	独居	2
	高齢夫婦のみ	9
	その他	3
把握ルート	家族	5
	民生委員	1
	医療機関	1
	警察	2
	郵便局	2
	配偶者のケアマネジャー	2
	本人のケアマネジャー	1
障害自立度	自立	3
	J	10
	A	1

認知症自立度	I	2
	II a	1
	II b	7
	III a	4

②チーム員会議について

開催回数：16回

1回あたりの検討人数：1～2人

主な支援内容：介護保険サービス・認知症に関する理解などの家族支援

③訪問について

訪問回数：延68回（1人につき1回～13回）

1回あたりの訪問所要時間：15分～210分

訪問のほか、家族や関係機関との連絡調整に時間を費やす場合もある。

④支援終了について

年度内支援終了者：8人 終了後の引き継ぎ先 在宅継続 8人

⑤支援終了時の訪問支援対象者の状況変化

(人)

		支援介入時 (14人)	支援終了時(8人) *6人は支援継続中
認知症の診断	あり	8	5
	なし	5	3
	不明	1	0
要介護度	申請なし	6	3
	申請中	3	0
	要支援1	1	0
	要支援2	0	0
	要介護1	2	4
	要介護2	2	1
介護サービス利用	あり	1	3
	なし	13	5

⑥支援終了者(8人)の支援介入時から支援終了時までの変化及び効果

- ・要介護認定の変化として、申請なしであった4人のうち1人が申請に至った。
- ・介護サービスを利用していなかった7人のうち、2人が介護サービス利用につながり、1人がインフォーマルサービス利用につながった。

- ・医療サービスを利用していなかった4人のうち2人が医療機関に繋がった。そのうち1人は認知症の診断がついた。
*支援終了後の関わりから医療・介護サービスにつながるケースがあった。
- ・家族の疲弊や介護負担感が大きかったケースについて、チーム員から認知症の理解を働きかけ、その結果家族の本人への接し方が変化し、本人が穏やかに生活できるようになった。
- ・介護事業所やケアマネジャーと連携を図り、本人状況の確認、課題の共有、役割の確認などを行うことで、本人・家族の支援が進んだ。
- ・介護拒否のある本人に対して、介護サービス事業所（デイサービス）の協力を得ながら、穏やかにサービスを利用できるよう支援した。
- ・介護や訪問拒否がある対象者に、チーム員が頻回に訪問することで信頼関係を築き、親族の連絡先を把握できたことで、その後の支援がスムーズに行えた。
- ・医療機関の受診や介護サービスの利用を躊躇している家族に対し、適切なタイミングで関係先へつながるよう働きかけを行うことにより、本人と家族の受け入れが変化した。

(3) 今後の課題

- ・地域包括支援センターとの役割分担
- ・市民、関係機関への周知
- ・医療機関への周知と連携

四街道市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「四街道市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務上の基本方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センターの目的

- センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着した総合相談拠点を目指す。

III 地域包括支援センターの運営への関与等

- センターの設置主体は四街道市であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する必要がある。具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組みについて、市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。
- 市が設置する地域包括支援センター運営等協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を發揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保する。

IV 運営上の基本方針

1 地域包括ケアの推進

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスなど、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供する。

このためセンターは、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

2 公益性

- センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることから、適切な事業運営を行う。

3 地域性

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関なので、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 地域包括支援センター運営等協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

4 協働性

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職や各種ボランティア、公共機関、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

V 業務の実施方針

1 共通事項

- (1) 事業計画の策定
 - ・ センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、特色のある創意工夫した年間の事業計画を策定する。
- (2) 職員の姿勢
 - ・ センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭において業務を遂行する。
 - ・ 判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、その高齢者の代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努める。
- (3) 職員のスキルアップ
 - ・ センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努める。
- (4) きめ細やかな相談支援、記録の実施
 - ・ センターには高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられる。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を行う。
 - ・ 継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録する。
 - ・ 相談者のプライバシーが確保される環境整備に努める。
- (5) 行政機関等との連携強化
 - ・ 地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要である。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図る。

ア 地域包括支援センター運営等協議会

地域の医療、介護、福祉、保健の関係機関や被保険者、学識経験者等が参加し、センターが公平性、中立性をもって適切に運営されているか等について協議する。

イ 定期的な連絡会議

センター職員と市担当職員が参加し、情報交換や事例検討等を実施し、全体のスキルアップを図る。

ウ その他地域との連携

地域との連携において必要な団体の会議等への参加や地域行事に参加し、協力関係を深める。

(6) 広報活動

- ・ センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(7) 苦情対応

- ・ センターに対する苦情等については、その内容を記録し迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じて市へ相談、報告を行う。

(8) 個人情報の保護

- ・ 個人情報の取扱については、市個人情報保護条例に基づくものとする。

(9) 法令の遵守

- ・ センターの運営等に当たっては、関係法令の遵守を徹底するものとする。

2 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(1) ネットワーク構築業務

- ・ 地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行うこととする。ネットワーク構築にあたっては、活用可能な機関・団体等の把握などを行うこととする。
- ・ 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うこととする。また、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。
- ・ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチームで支援を行う。

(2) 地域から孤立している要介護者等のいる世帯など支援が必要な世帯の把握

- ・ ネットワーク等を活かし、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態

把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。また、認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワーク等を有効に活用するものとする。

(3) 総合相談支援

- ・ 高齢者の様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行う。

専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。

(4) 相談事例の終結の条件

- ・ 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- ・ センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合
- ・ 後見人が選任された場合
- ・ 虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合
- ・ その他、判断に迷う場合は、協議する

3 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

(1) 成年後見制度等の活用

- ・ 日常生活自立支援、成年後見制度等を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、高齢者の生活機能の維持を図る。
- ・ 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が図られるよう関係機関と連携し支援する。

高齢者に親族がいる場合には、親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。また、申立てを行える親族がいない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

対象者については、「四街道市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱」を参照すること。

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。必要に応じ以下の業務を行う。

- ① 高齢者虐待防止法第6条の規定による相談、指導及び助言
- ② 高齢者虐待防止法第7条第1項若しくは第2項の規定による通報
- ③ 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による届出の受理
- ④ 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置
- ⑤ 高齢者虐待防止法第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ⑥ 高齢者虐待防止法第16条の規定により市と連携協力する者とその対応について協議

※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、必要に応じて市と連携し、適切な対応をとる。

(3) 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、介護サービス、医療サービス等様々なサービスの提供を行っても解消されず高齢者を特別養護老人ホーム等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めること。また、措置入所（短期含む）後も高齢者の状況を把握し、認知症等により判断力の低下した高齢者については、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

(4) 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

(5) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

地域における高齢者虐待防止のため、行政・関係機関・各種事業所や住民等が理解を深め、ネットワークを構築し高齢者虐待防止の啓発活動に取り組むこととする。

また虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、ネットワークを活用する。

(6) 消費者被害防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会が多い関係者から情報収集することに努める。また、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うなど、被害の未然防止、問題の解決にあたる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(1) 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・ 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築

し地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

- ・ 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

ア 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

ウ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。そのため「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームと連携し、市等と協働して取組みを推進する。

(1) 関係機関との連携

- ・ 医療機関、介護サービス事業所、認知症サポーター等の地域において認知症の人を支援する関係者との連携を図る。
- ・ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備する。
- ・ 医療と介護が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくために、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を習得する研修などを行う。
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。

(2) 地域の体制づくり

- ・ 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- ・ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、「認知症サポーター養成講座」を活用した取組みを行う。

(3) 当事者・家族への支援

- ・ 認知症高齢者やその家族から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施する。
- ・ 認知症高齢者やその家族が集える場所等を提供することで、介護負担を軽減し在宅介護を継続できるよう支援したり、認知症の本人や家族のニーズを地域で共有する機会とする。

6 認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業

市等と協働し、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進する。

- ・ 認知症サポーターステップアップ講座を受講した者を中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備し、その運営を支援する。
- ・ プロセスや活動内容などについては、地域の認知症の人やその家族のニーズのほか、地域の社会資源も勘案したうえで設定する。
- ・ チームオレンジには原則、認知症の人が地域で生活していく上で関わる機会が多いと想定される、幅広い年齢層の認知症サポーターや職域型の認知症サポーターの参画を求める。
- ・ 認知症の人や家族も支える側としてとらえ、チームオレンジのメンバーとして参画しやすい環境整備に配慮する。

7 地域ケア会議推進業務

- ・ センターは、個別課題の解決のため、包括的支援事業を効率的・効果的に行うとともに、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげることを目的として地域ケア会議を行う。
- ・ 個別ケースの検討にあたっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた医療、介護等の専門職、民生委員、NPO 法人、自治会、社会福祉法人、ボランティア等多職種の者が協働する場とする。

8 介護予防ケアマネジメント業務

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。

- ・ 一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指すものとする。そのためには、利用者の主体的な取り組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果も期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努めるものとする。また、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」を基本とし、利用者の出来る能力を阻害する不適切なサー

ビス提供をしないように配慮する。

- ・ 地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の出来ることを本人と共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高める。
- ・ 具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、初期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直す。

9 指定介護予防支援事業

- ・ 指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。
- ・ 指定居宅介護支援事業所へ委託する場合も本人の状況を勘案し、特定の事業所に委託が偏らないよう留意しつつ、適切な事業所へ委託を行う。また、委託後もセンターの三職種等が適切に関与し、必要に応じて支援を実施する。

10 生活支援体制整備事業（該当は、四街道市地域包括支援センター）

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的にしている。

センターは、市が配置する生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加、市民への普及啓発等、市と協働して取組みを推進する。

11 認知症初期集中支援推進事業（該当は、四街道市地域包括支援センター）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

予防プランの再委託事業所の承認報告

○新たな承認事業所は以下のとおりです。

No.	事業所名	所在地	承認理由
	【事業所番号】	承認年月日	
1	医療法人社団ふけ会 富家居宅介護支援センター	千葉県千葉市稲毛区長 沼原町277-1	
	【1270301243】	令和3年5月1日	
2	クローバーケアつくし 座プランセンター	千葉県四街道市つくし 座1-3-4	
	【1273301661】	令和3年5月1日	
3	学研ココファンあすみ が丘	千葉県千葉市緑区あす みが丘3-52-6	
	【1270501263】	令和3年6月1日	
4	シャローム若葉第2居 宅介護支援事業所	千葉県千葉市若葉区桜 木5-15-1	
	【1270403429】	令和3年7月1日	
5	ケアプラン優の和	千葉県佐倉市鏑木町1- 9-11 丸嶋ビル101	
	【1271702670】	令和3年7月1日	
6			
7			

No.	担当	氏名	職種(主)	他資格	備考
基幹型包括	1	包括的支援	センター長	(老人・障害福祉の査察経験あり)	[担当地区] ・西中地区 ・北中地区 ・千代田中地区 [所在地] ・鹿渡無番地 総合福祉センター分館 [開所] ・月～土(祝日除く) ・8:30～17:15 [連絡先] ・TEL420-6070 ・FAX424-6707
	2	包括的支援	主任ケアマネ	看護師(保健師相当)／介護支援専門員 認知症地域支援推進員	
	3	包括的支援	保健師	介護支援専門員／認知症地域支援推進員 認知症コーディネーター	
	4	包括的支援	主任ケアマネ相当	社会福祉士／介護支援専門員	
	5	包括的支援	社会福祉士	精神保健福祉士 認知症コーディネーター	
	6	包括的支援	社会福祉士	介護福祉士／介護支援専門員	
	7	包括的支援	社会福祉士		
	8	プランナー	介護支援専門員	社会福祉士／介護福祉士	
	9	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士／主任ケアマネ	
	10	プランナー	介護支援専門員		
	11	初期集中支援チーム	保健師	介護支援専門員 認知症コーディネーター	
	12	初期集中支援チーム	社会福祉士	介護支援専門員／認知症地域支援推進員 認知症コーディネーター	
	13	生活支援体制整備	生活支援コーディネーター	看護師(保健師相当)／認知症地域支援推進員 社会福祉士	
	14	生活支援体制整備			
	15	事務			
みなみ包括	1	包括的支援	センター長 社会福祉士	介護支援専門員／介護福祉士 認知症コーディネーター	[担当地区] ・四中地区 ・旭中地区 [所在地] ・和良比635-4 わろうべの里 [開所] ・月～土(第4月曜・祝日除く) ・9:00～17:15 [連絡先] ・TEL497-5165 ・FAX497-5166
	2	包括的支援	主任ケアマネ相当(ケアマネ)	介護支援専門員／社会福祉士	
	3	包括的支援	社会福祉士		
	4	包括的支援	保健師相当(看護師)	介護支援専門員／社会福祉士 認知症コーディネーター 認知症地域支援推進員	
	5	包括的支援	社会福祉士		
	6	プランナー	社会福祉士		
	7	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	
	8	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	
	9	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	

福祉サービス部・健康子ども部の基礎データ

資料6

(基準日:4月1日)

項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	所管課
人口	91,767	92,427	93,276	94,228	94,865	95,501	社会福祉課
年少人口(14歳以下)	12,363	12,438	12,539	12,679	12,757	12,856	
生産人口(15~64歳)	53,961	54,007	54,291	54,705	55,007	55,384	
高齢者人口(65歳以上)	25,443	25,982	26,446	26,844	27,101	27,261	
0歳(出生数)	732	682	704	720	733	723	
就学前乳幼児数(5歳以下)	4,734	4,760	4,797	4,867	4,882	4,858	
高齢者人口(60歳以上)	30,886	31,148	31,315	31,519	31,654	31,792	
前期高齢者数 (65~74歳以下)	14,937	14,614	14,235	13,676	13,210	12,989	
後期高齢者数(75歳以上)	10,506	11,368	12,211	13,168	13,891	14,272	
65歳以上の単身世帯数	4,917	5,179	5,436	5,695	5,921	6,135	
75歳以上の単身世帯数	2,840	3,084	3,286	3,528	3,778	3,945	
65歳以上のみで構成される 世帯数(単身世帯を除く)	5,616	5,821	6,018	6,181	6,298	6,378	
75歳以上のみで構成される 世帯数(単身世帯を除く)	1,577	1,740	1,988	2,206	2,385	2,494	
生活保護世帯数	520	528	554	573	605	669	社会福祉課
生活保護実人数	700	684	703	715	759	839	
要介護申請数(年間)	3,231	3,322	2,851	3,545	2,505	-	高齢者支援課
要介護認定者数	3,111	3,215	3,333	3,518	3,694	3,968	
※要介護認定者のうち認知症高齢 者の日常生活自立度Ⅱa以上 (調査員)		2,122	2,153	2,212	2,260	2,141	
特養利用者数	287	296	301	346	372	380	
老健利用者数	189	183	180	186	174	182	
介護予防事業参加者数 (年間)	10,739	10,972	14,749	14,041	5,511	-	
身体手帳所持者数	2,994	3,040	2,960	2,949	2,964	2,750	障害者支援課
療育手帳所持者数	574	598	607	675	696	727	
精神保健手帳所持者数	612	648	683	740	790	816	
(自立支援医療(精神通院医 療)受給者数)	1,120	1,182	1,246	1,264	1,321	1,528	
児童手当受給者数	6,987	6,990	7,124	7,103	7,161	7,131	子育て支援課
ひとり親世帯数	875	847	836	820	826	806	
保育所入所者数	1,094	1,155	1,211	1,344	1,346	1,520	保育課
こどもルーム利用者数	575	613	668	747	841	859	
赤ちゃん訪問実数(年間)	645	641	586	674	573	-	健康増進課
健診実績(胃がん)(%) (年間)	4,886 (8.6%)	4,426 (7.7%)	4,336 (7.4%)	4193 (7.1%)	2,004 (3.4%)	-	
健診実績(乳がん)(%) (年間)	7,839 (22.8%)	7,827 (22.6%)	8,053 (23.1%)	7704 (21.9%)	6,112 (17.2%)	-	
休診実績:患者数(年間)	189	205	225	208	19	-	
国保加入者世帯数	14,919	14,315	13,802	13,463	12,989	12,820	国保年金課
被保険者数(一般)	24,515	23,256	22,283	21,390	20,469	19,907	
〃(退職者)	727	390	137	26	1	0	
後期高齢者被保険者数	10,552	11,379	12,205	13,122	13,857	14,229	